

令和5年度第2回山形県地域職業能力開発促進協議会 次第

日 時：令和6年3月8日（金）10:00～

場 所：山形労働局大会議室

1 開会

2 山形労働局長挨拶

3 会長ご挨拶

4 議 題

(1) 山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱改正（案）について

(2) 最近の雇用情勢について

(3) 令和5年度12月末現在までの公的職業訓練の実施状況について

① 山形労働局

② 山形県

③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形支部

(4) 令和6年度山形県地域職業訓練実施計画（案）について

(5) 教育訓練給付制度の指定講座拡大について

(6) 公的職業訓練の効果検証・改善について（WGより提案）

(7) 意見交換

5 閉 会

【山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱改正（案）について】

「山形県地域職業能力開発促進協議会」設置要綱(案)

(1) 名称

「山形県地域職業能力開発促進協議会」(以下「協議会」)と称する。

(2) 目的

山形労働局及び山形県は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の規定に基づき、山形県において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練(同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。)を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

(3) 構成員について

協議会は、以下に掲げる者とする。なお、各構成員は協議会の開催にあたり、構成員の中で適切な者を「委員」として選出する。

- ① 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ② 労働者団体
- ③ 事業主団体
- ④ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 山形県
- ⑦ 山形労働局
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

(4) ワーキンググループについて

協議会は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することとし、ワーキンググループにおいて、職業訓練の効果を把握・検証して訓練カリキュラムの改善を図ることとする。また、改善促進策を作成し、協議会にて報告する。

(5) 会長について

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(6) 協議会の開催について
年2回以上開催とする。

(7) 協議事項について

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑤ 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保等に関する事。
- ⑥ その他必要な事項に関する事。

(8) 事務局について

事務局は、山形労働局（訓練課）に置く。

(9) その他

- ① 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

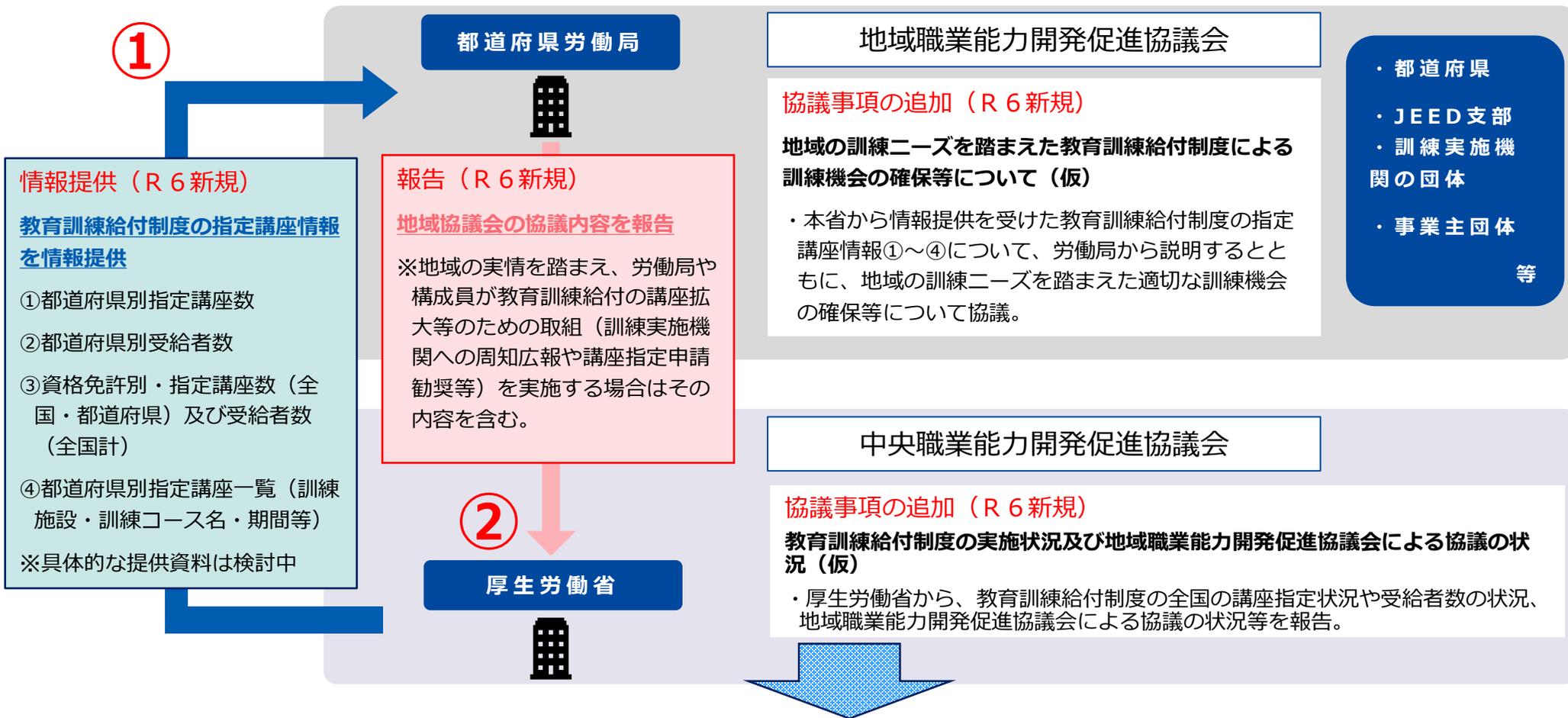
(10) 附則

令和4年10月31日から施行する。

令和6年3月●日改正

教育訓練給付制度における地域ニーズを踏まえた指定講座の拡大について

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。



- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、**厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。**

教育訓練給付制度のご案内

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、約15,000講座。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。



オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

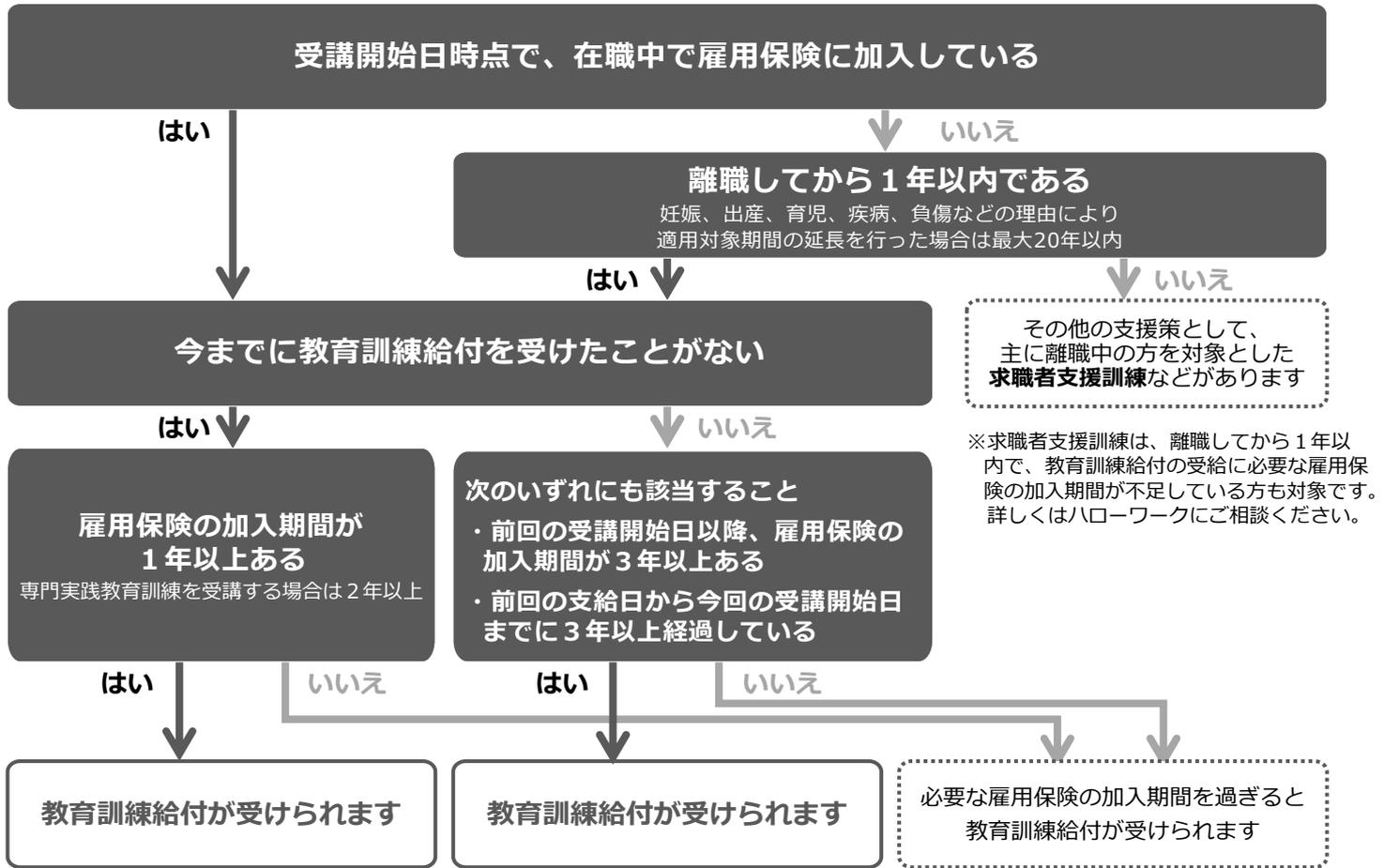
教育訓練 検索

検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の70% [年間上限56万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、 歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル3相当以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学・短期大学・高等専門学校 の課程 ・専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など） ・職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程（文部科学大臣認定） ・キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、 大型自動車第一種・第二種免許 など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2相当以上の情報通信資格の取得を目標とする講座 など
一般教育訓練 受講費用の20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 ・輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、 介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、税理士、 社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、 TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士 など 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

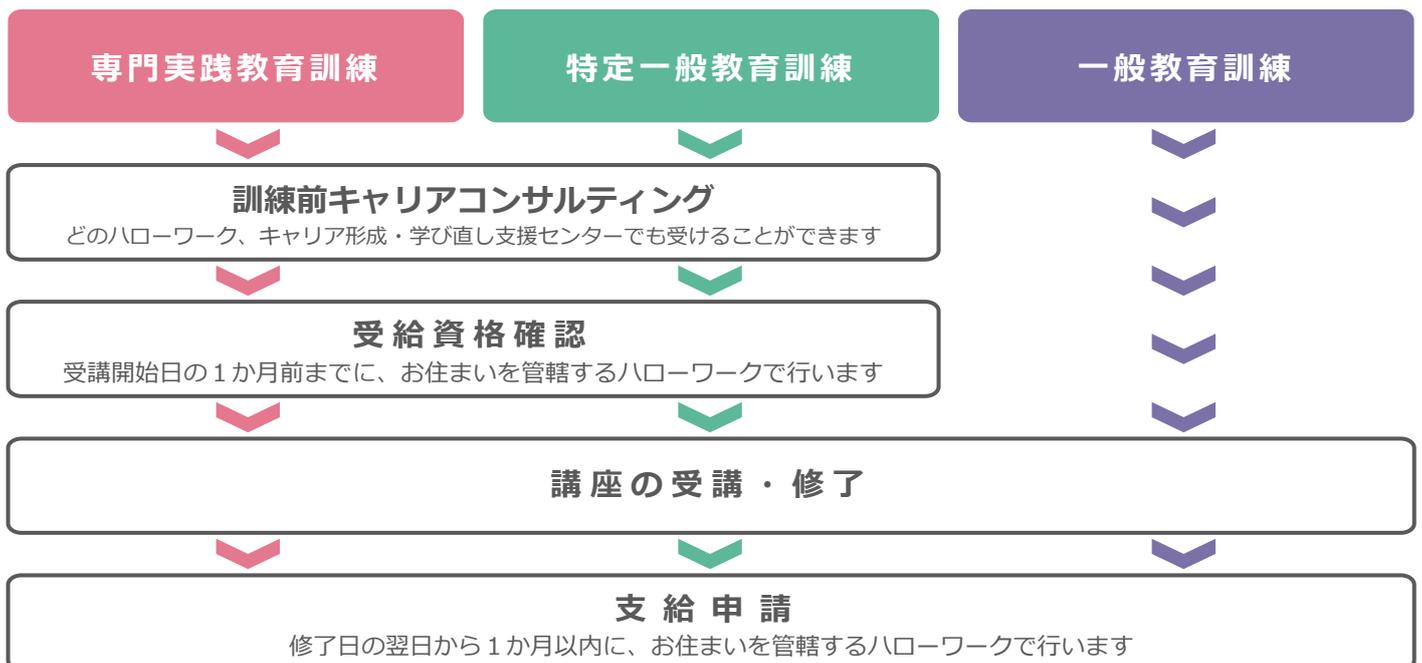
給付条件

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。
パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付
最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付
受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
中小企業診断士試験
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科技工士
理学療法士、作業療法士
言語聴覚士、栄養士
管理栄養士、保健師
美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護福祉士実務者研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

【最近の雇用情勢について】

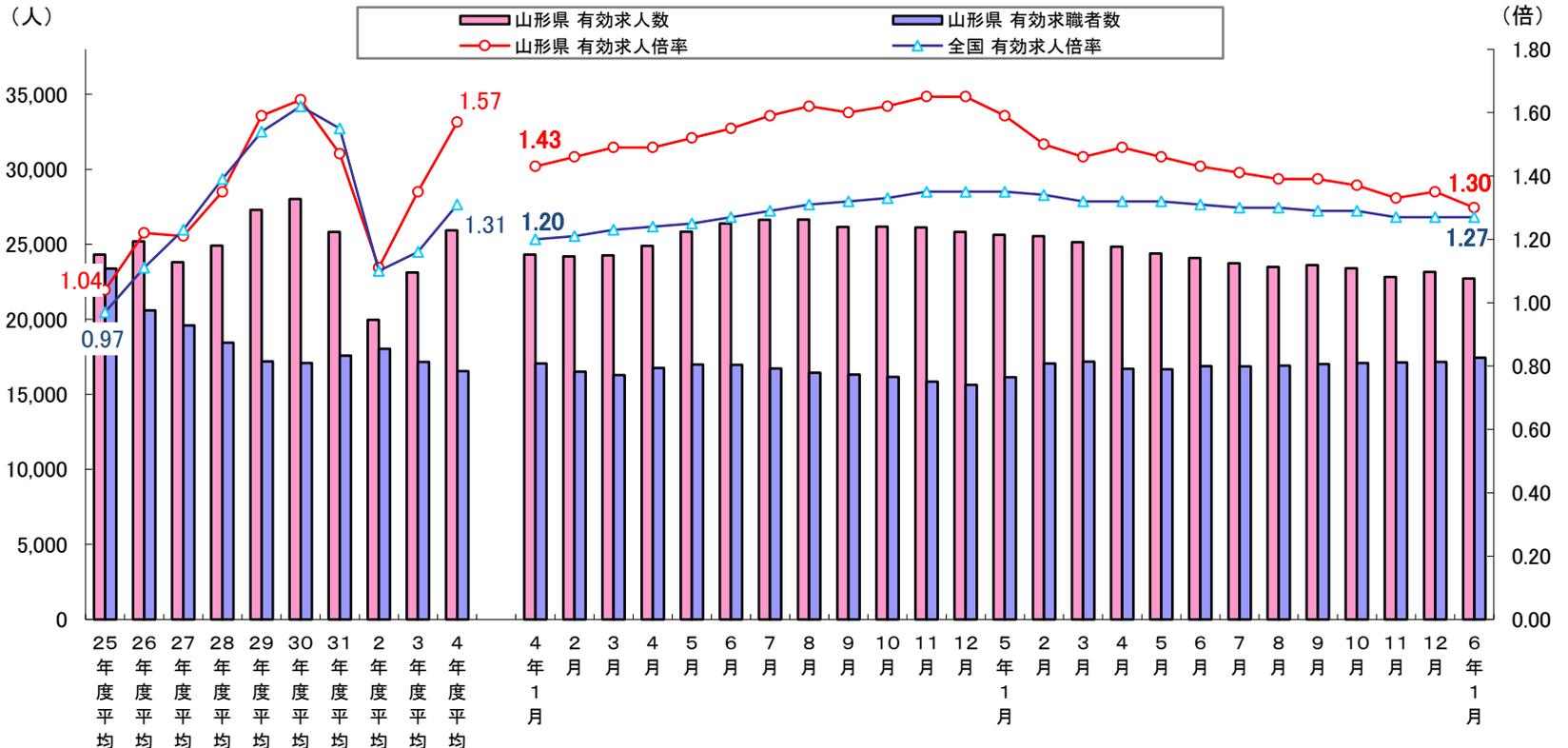
最近の雇用情勢について (令和6年1月)

山形労働局

I 求人・求職・求人倍率の推移（季節調整値）

令和6年1月の有効求人数は2か月ぶりに減少し、有効求職者数は6か月連続で増加した。有効求人倍率は1.30倍となり、前月を0.05ポイント下回り、2か月ぶりに低下した。正社員の有効求人倍率（原数値）は1.17倍となり、前年同月を0.21ポイント下回った。全国の有効求人倍率は1.27倍（前月比±0.00P）、正社員有効求人倍率（原数値）は1.05倍（前年同月比-0.04P）となった。

山形県内の雇用情勢は、高水準を維持しているものの、改善の動きが弱まっている。今後とも、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある。



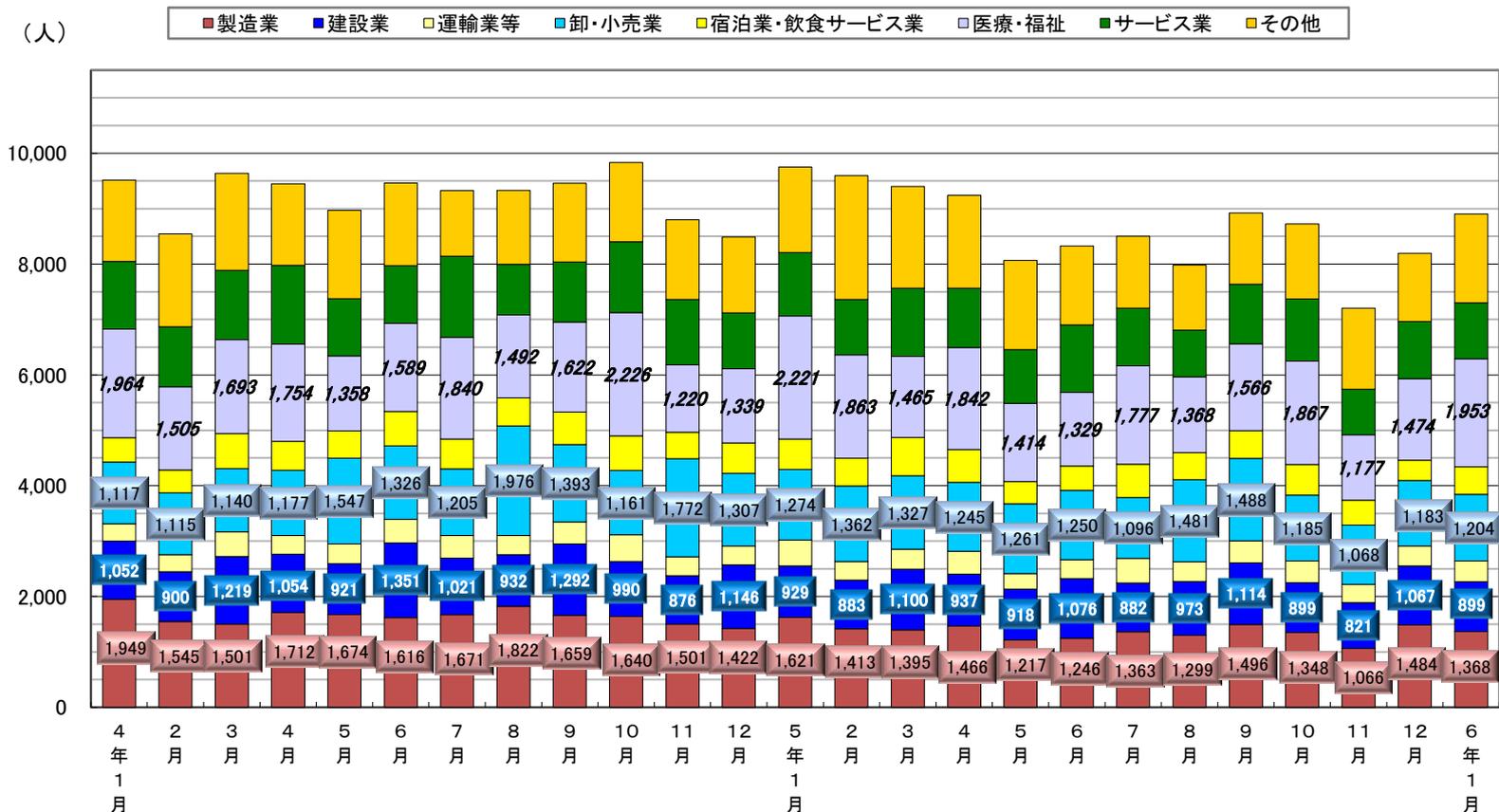
(注) 年度平均は原数値である。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

Ⅱ 新規求人の状況（学卒を除きパートタイムを含む全数；原数値）

1月の新規求人数〔パートタイムを含む全数（原数値）〕は、8,904人で前年同月と比較すると8.7%減と11か月連続の減少となった。

これを主な産業別でみると、建設業(899人、前年同月比3.2%減)、製造業(1,368人、同15.6%減)、運輸業・郵便業(372人、同21.0%減)、卸売業・小売業(1,204人、同5.5%減)、宿泊業・飲食サービス業(496人、同9.5%減)、医療・福祉(1,953人、同12.1%減)、サービス業(1,007人、同12.0%減)で減少した。

なお、正社員に係る新規求人数は、4,694人で前年同月と比較すると4.7%減となり、新規求人数に占める割合は、52.7%で前年同月と比較すると2.2ポイント上回った。



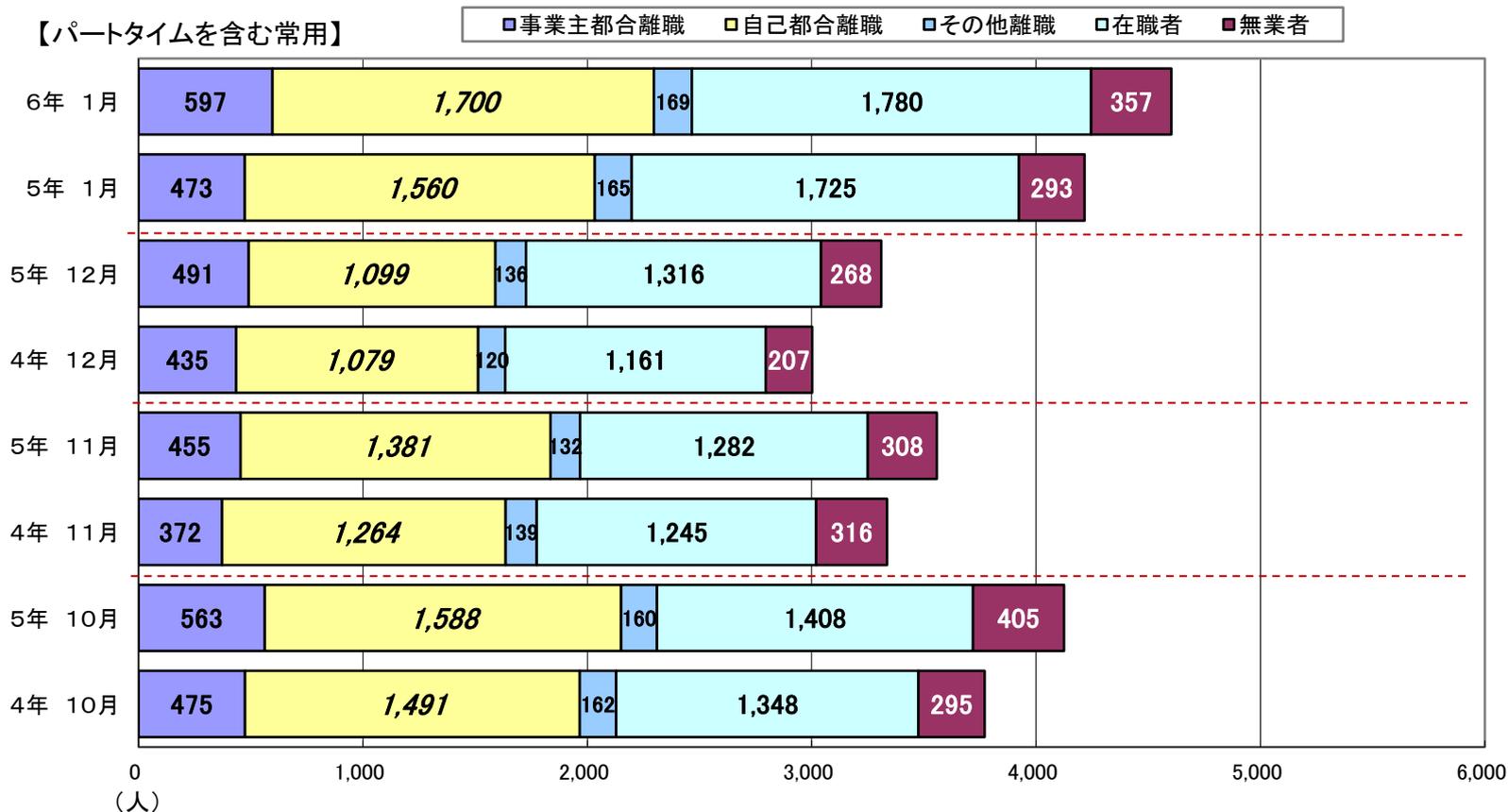
Ⅲ 新規求職の状況（学卒を除きパートタイムを含む全数及び常用；原数値）

1月の新規求職申込件数〔パートタイムを含む全数（原数値）〕は、4,744件（うちハローワーク利用登録件数4,653件）で前年同月と比較すると8.8%増となり、8か月連続の増加となった。

これを態様別〔パートタイムを含む常用〕にみると、離職者（2,466人、前年同月比12.2%増）は9か月連続の増加となり、離職者のうち、事業主都合離職者（597人、同26.2%増）は4か月連続の増加となった。

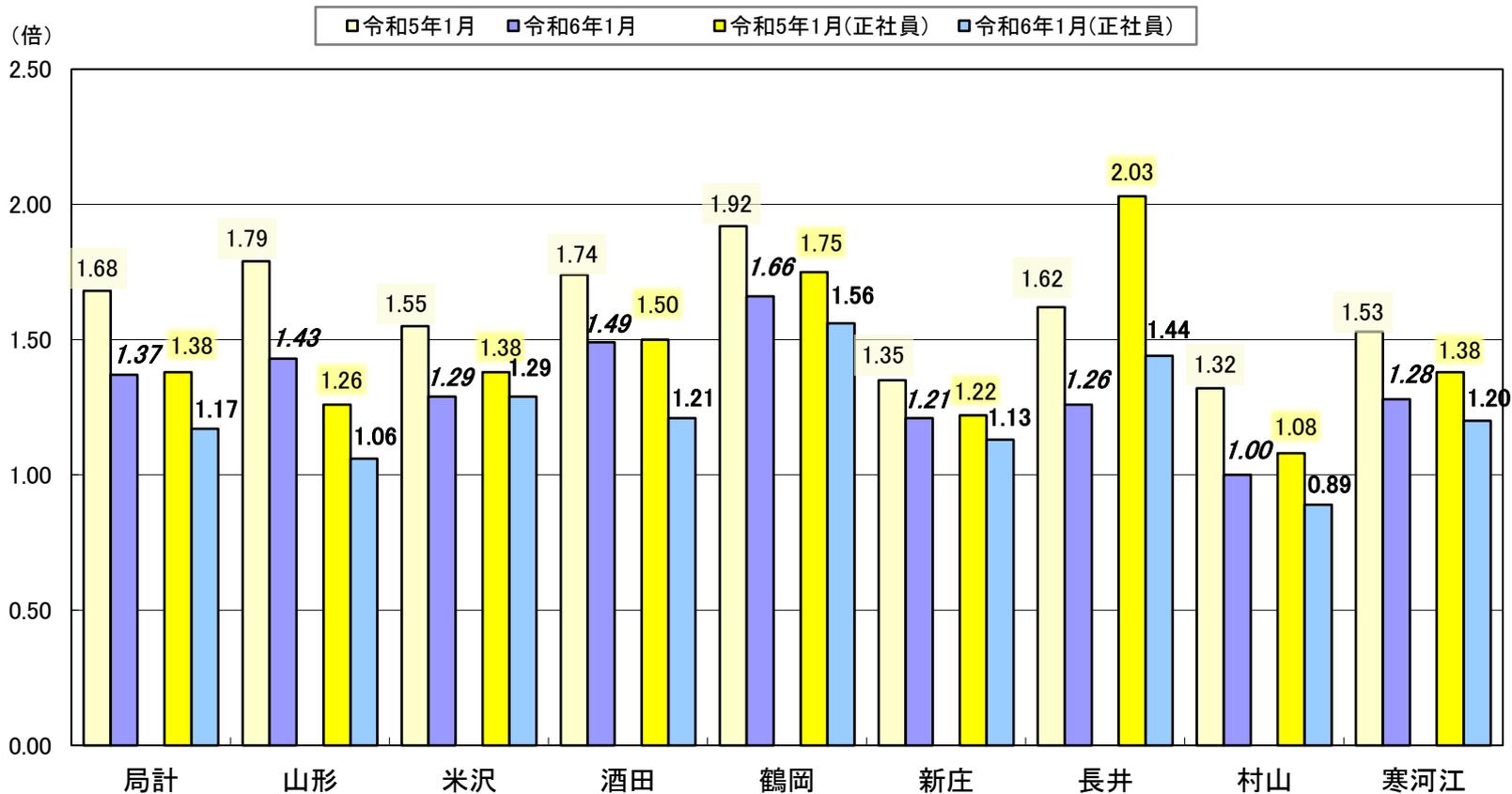
また、在職者（1,780人、同3.2%増）は9か月連続の増加となり、無業者（357人、同21.8%増）は2か月連続の増加となった。

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。また、「ハローワーク利用登録件数」とは、ハローワークに来所し求職申込みをした件数をいい、オンライン登録者が来所等し、職業相談の結果、「来所登録者」に変更された場合を含む。



IV 安定所別有効求人倍率の状況（学卒を除きパートタイムを含む全数；原数値）

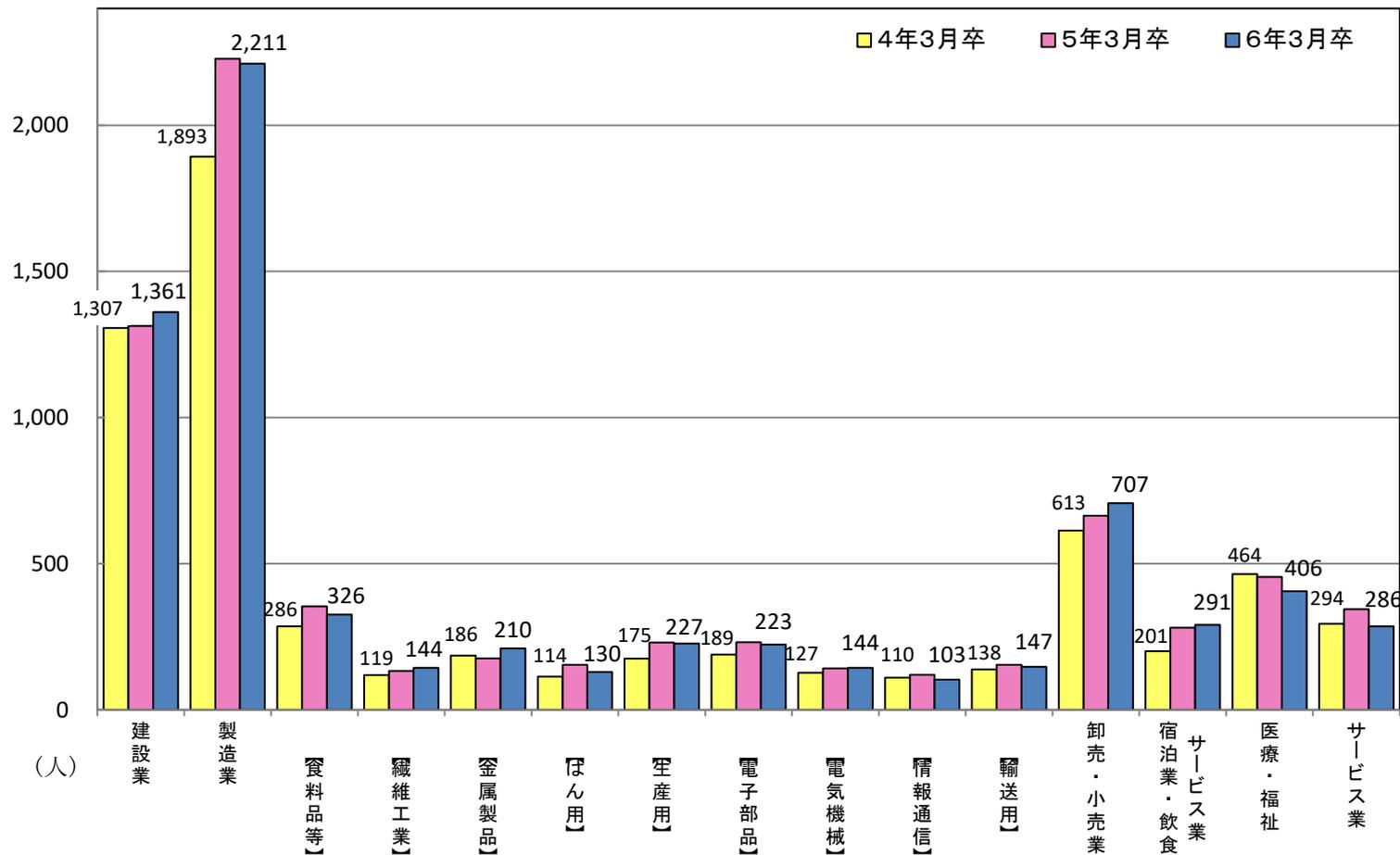
1月の有効求人倍率原数値〔パートタイムを含む全数（原数値）〕は1.37倍となり、前年同月を0.31ポイント下回った。
 正社員に係る有効求人倍率（原数値）は、1.17倍で前年同月を0.21ポイント下回った。



V 新規高校卒業者(令和6年3月卒業)の求人(県内)の状況【1月末】

1月末現在の新規高卒者に係る県内事業所からの求人数は6,286人(前年同期比2.8%減)となっている。

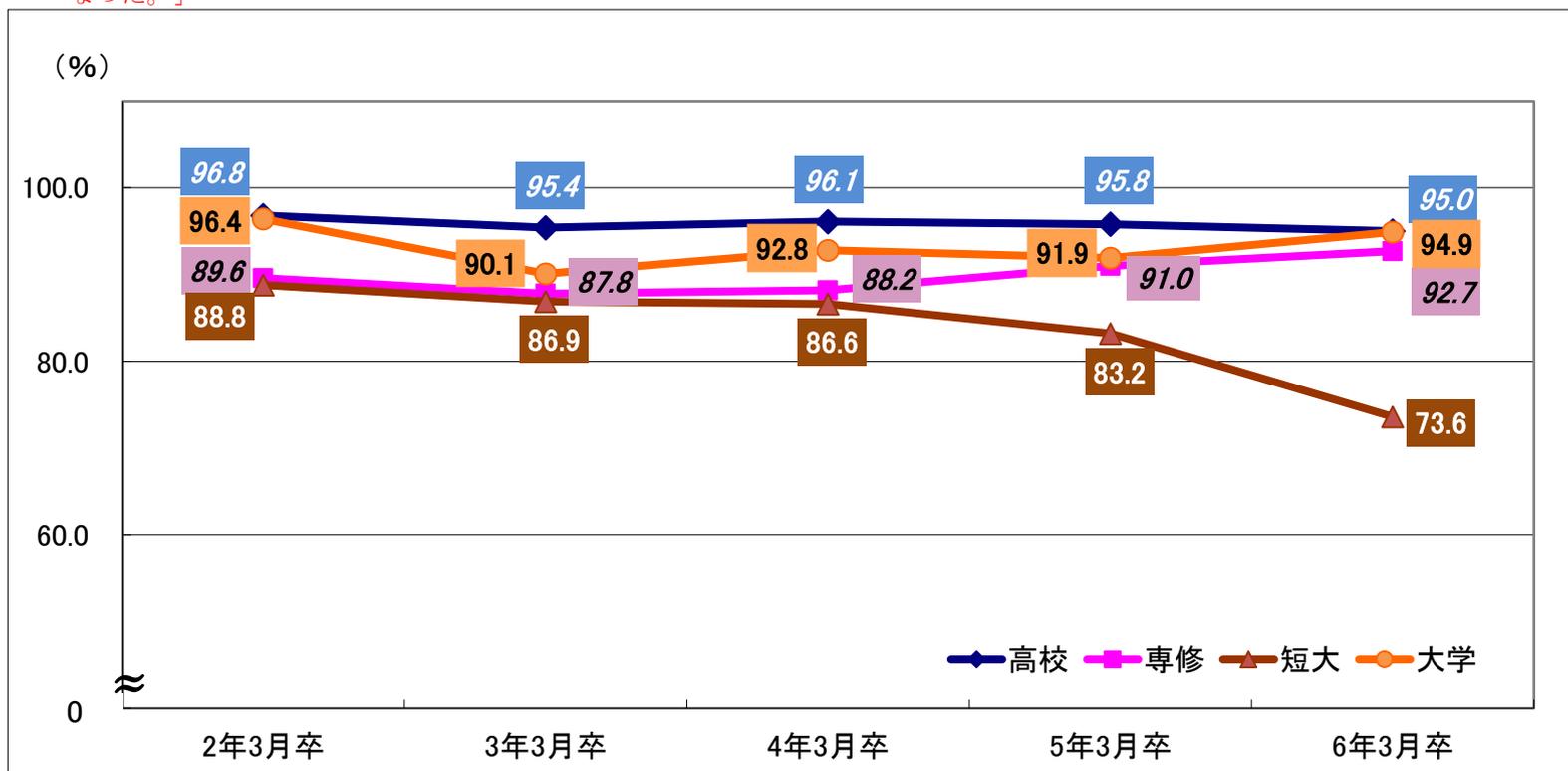
主な業種の状況は、建設業1,361人(同3.6%増)、製造業2,211人(同0.8%減)、卸売業・小売業707人(同6.5%増)、宿泊・飲食サービス業291人(同3.6%増)、医療・福祉406人(同10.8%減)、サービス業286人(同16.9%減)となっている。



VI 新規学卒者(令和6年3月卒業)就職状況【1月末現在】

1月末現在における高卒内定者数は1,680人(うち県内1,358人)で、就職内定率は95.0%となっている。

「令和3年3月卒は新型コロナウイルス感染症の影響により、新規高卒者の応募・選考・内定の開始日が例年より1か月後ろ倒しとなった。」



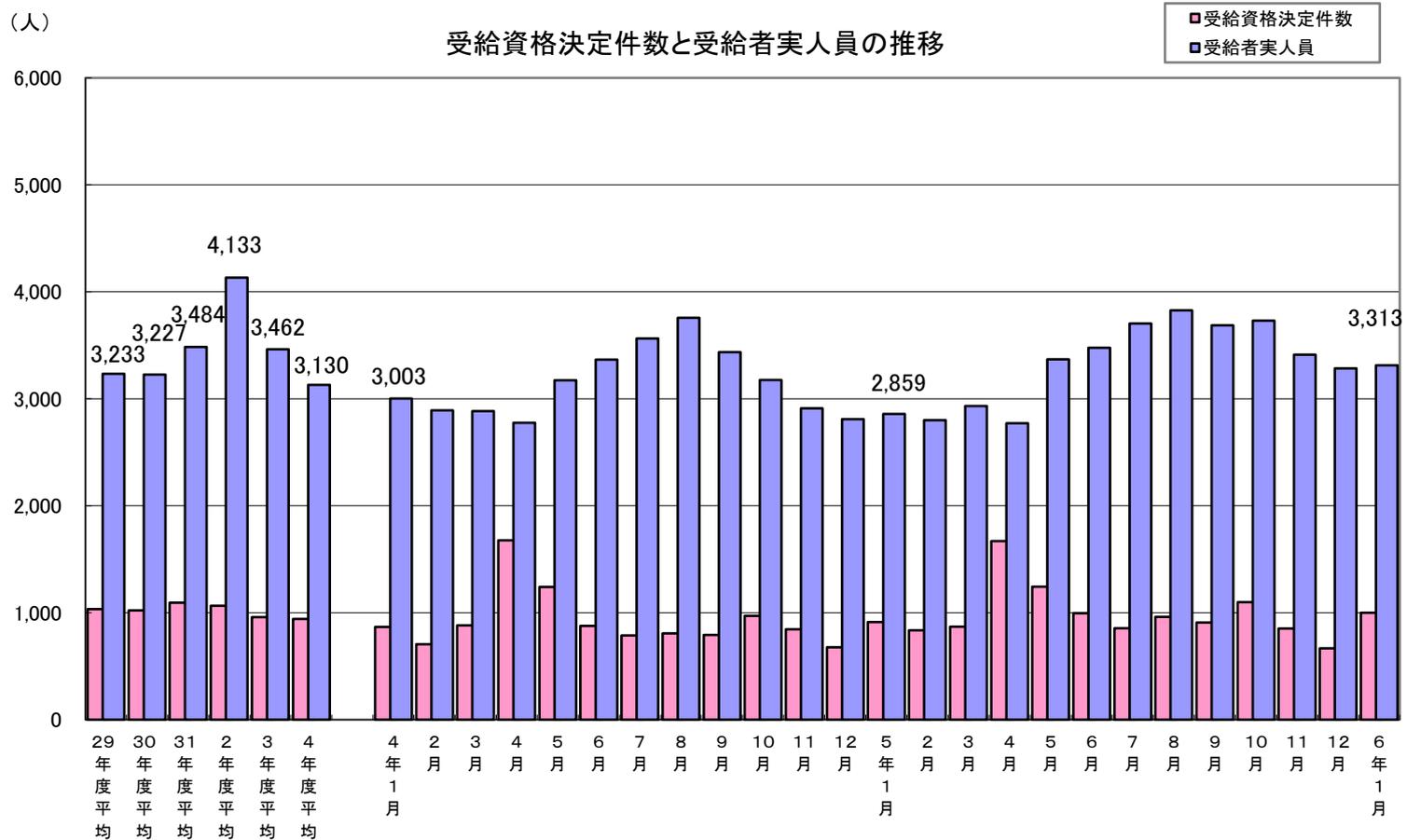
	2年3月卒		3年3月卒		4年3月卒		5年3月卒		6年3月卒	
	求職者数	内定者数								
高等学校	2,545	2,464	2,367	2,257	2,069	1,988	2,036	1,951	1,769	1,680
専修学校	510	457	484	425	533	470	534	486	547	507
短期大学	419	372	429	373	395	342	327	272	295	217
大学	1,836	1,769	1,774	1,598	1,839	1,707	1,851	1,701	1,791	1,699

VII 雇用保険の状況

1月の一般受給資格決定件数は1,000件（前年同月比9.4%増）となった。
 受給者実人員（基本手当分）は、3,313人（前年同月比15.9%増）となり、9か月連続で増加した。被保険者資格喪失者のうち、事業主都合離職者（高年齢、短期特例被保険者を除く）は163人（前年同月比4.1%減）となった。
 ※一般受給資格決定件数は、「速報値」であり修正があり得る。

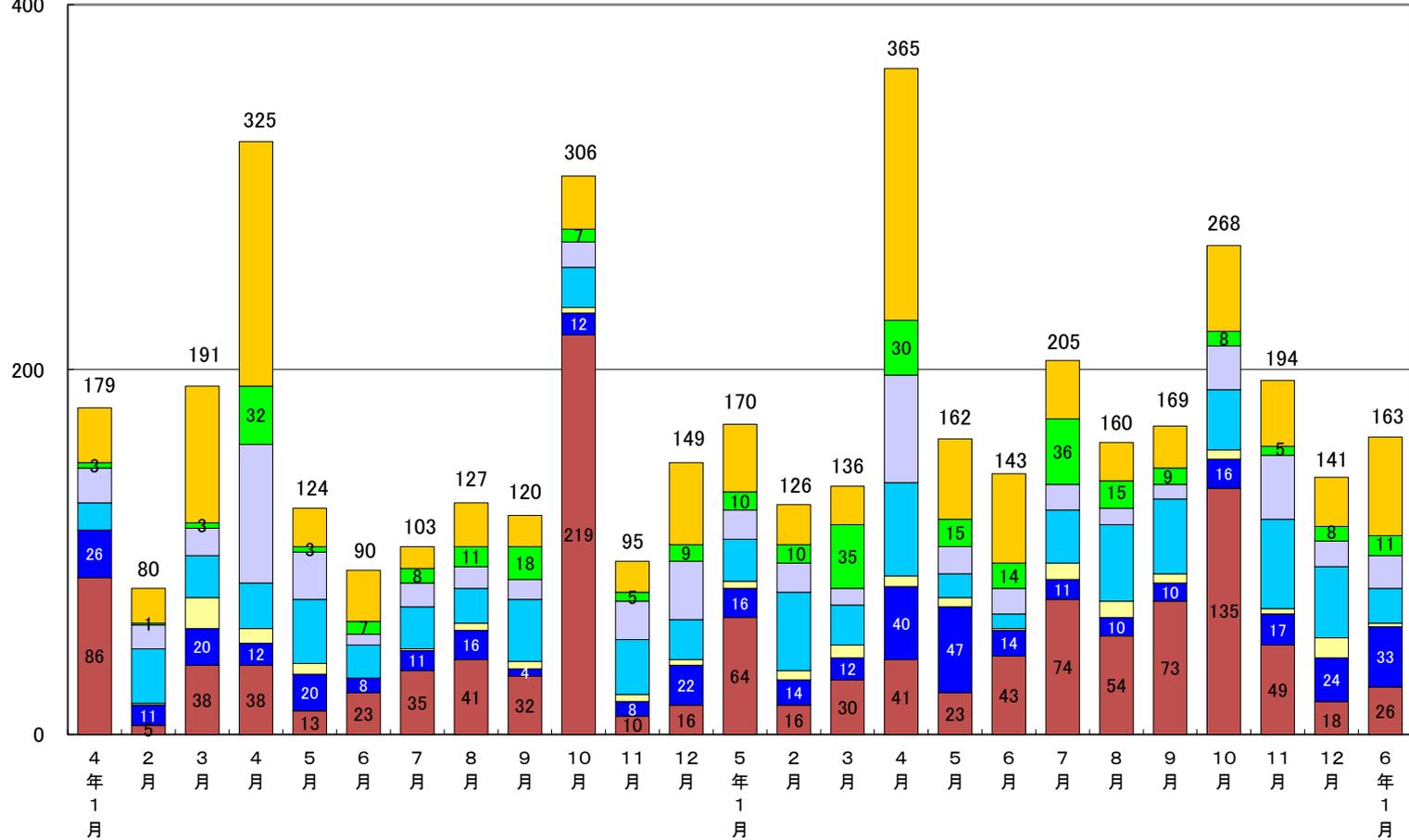
(人)

受給資格決定件数と受給者実人員の推移



事業主都合による資格喪失件数の産業別推移

(人)
400



求人・求職バランスシート（常用・パート含）

山形労働局

2024年1月分

職種	新規 求人数	新規求職 申込件数	新規 求人倍率	有効 求人数	有効 求職者数	有効 求人倍率
合計	8,178	4,603	1.78	20,802	15,978	1.30
01 管理的職業	22	3	7.33	52	29	1.79
02 研究・技術の職業	364	126	2.89	1,116	454	2.46
007 製造技術者	66	53	1.25	164	152	1.08
008 建築・土木・測量技術者	205	21	9.76	622	75	8.29
009 情報処理・通信技術者	31	20	1.55	79	95	0.83
上記以外の研究・技術の職業	62	32	1.94	251	132	1.90
03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	129	62	2.08	175	198	0.88
04 医療・看護・保健の職業	672	197	3.41	1,582	630	2.51
023 看護師、准看護師	358	100	3.58	846	290	2.92
024 医療技術者	179	45	3.98	380	125	3.04
上記以外の医療・看護・保健の職業	135	52	2.60	356	215	1.66
05 保育・教育の職業	313	106	2.95	709	308	2.30
06 事務的職業	933	1,174	0.79	2,154	4,018	0.54
034 一般事務・秘書・受付の職業	324	774	0.42	686	2,611	0.26
038 会計事務の職業	70	51	1.37	225	159	1.42
039 生産関連事務の職業	61	40	1.53	169	133	1.27
040 営業・販売関連事務の職業	58	22	2.64	140	86	1.63
上記以外の事務的職業	420	287	1.46	934	1,029	0.91
07 販売・営業の職業	1,001	255	3.93	2,545	967	2.63
045 販売員	635	156	4.07	1,572	663	2.37
048 営業の職業	278	95	2.93	753	280	2.69
上記以外の販売・営業の職業	88	4	22.00	220	24	9.17
08 福祉・介護の職業	765	197	3.88	1,730	699	2.47
09 サービスの職業	921	305	3.02	2,349	983	2.39
055 飲食物調理の職業	335	166	2.02	861	499	1.73
056 接客・給仕の職業	366	84	4.36	889	290	3.07
上記以外のサービスの職業	220	55	4.00	599	194	3.09
10 警備・保安の職業	200	27	7.41	514	91	5.65
11 農林漁業の職業	92	90	1.02	214	274	0.78
12 製造・修理・塗装・製図等の職業	1,195	686	1.74	3,283	2,285	1.44
071 製品製造・加工処理工（金属製品）	222	99	2.24	708	355	1.99
072 製品製造・加工処理工（食料品等）	252	106	2.38	659	350	1.88
073 製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	274	114	2.40	627	362	1.73
074 機械組立工	118	160	0.74	323	565	0.57
075 機械整備・修理工	126	34	3.71	390	116	3.36
076 製品検査工（金属製品）	31	23	1.35	61	65	0.94
077 製品検査工（食料品等）	4	3	1.33	12	12	1.00
078 製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	16	14	1.14	66	63	1.05
079 機械検査工	26	9	2.89	72	38	1.89
上記以外の製造・修理・塗装・製図等の職業	126	124	1.02	365	359	1.02
13 配送・輸送・機械運転の職業	549	282	1.95	1,529	946	1.62
082 配送・集荷の職業	172	114	1.51	460	416	1.11
083 貨物自動車運転の職業	137	69	1.99	400	196	2.04
089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	49	26	1.88	212	105	2.02
上記以外の配送・輸送・機械運転の職業	191	73	2.62	457	229	2.00
14 建設・土木・電気工事の職業	523	88	5.94	1,551	274	5.66
090 建設躯体工事の職業	86	10	8.60	199	28	7.11
091 建設の職業	140	26	5.38	383	74	5.18
092 土木の職業	203	37	5.49	703	113	6.22
094 電気・通信工事の職業	94	14	6.71	261	58	4.50
上記以外の建設・土木・電気工事の職業	0	1	0.00	5	1	5.00
15 運搬・清掃・包装・選別等の職業	499	618	0.81	1,299	2,501	0.52
095 荷役・運搬作業員	62	60	1.03	186	203	0.92
096 清掃・洗浄作業員	296	130	2.28	718	460	1.56
上記以外の運搬・清掃・包装・選別等の職業	141	428	0.33	395	1,838	0.21
999-99 分類不能（未定）	0	387	0.00	0	1,321	0.00

注) 本表に掲げる職業は、令和4年改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分によるもの。

人材不足分野 求人・求職バランスシート (常用・パート含)

山形労働局

2024年1月分

職種	新規 求人数	新規求職 申込件数	新規 求人倍率	有効 求人数	有効 求職者数	有効 求人倍率
医療、福祉分野の職業	1,396	353	3.95	3,160	1,183	2.67
医療関係	383	105	3.65	893	329	2.71
022 保健師、助産師	11	4	2.75	18	26	0.69
022-01 保健師	6	3	2.00	12	17	0.71
022-02 助産師	5	1	5.00	6	6	1.00
023 看護師、准看護師	358	100	3.58	846	290	2.92
028-99 その他の保健医療関係助手	14	1	14.00	29	13	2.23
保育関係	135	47	2.87	274	136	2.01
029-01 保育士	135	47	2.87	274	136	2.01
介護関係	878	201	4.37	1,993	718	2.78
024-04 理学療法士	37	10	3.70	65	22	2.95
024-05 作業療法士	24	7	3.43	44	21	2.10
024-06 視能訓練士	3	0		9	1	9.00
024-07 言語聴覚士	19	1	19.00	31	3	10.33
049 福祉・介護の専門的職業	179	48	3.73	393	159	2.47
049-02 福祉相談・指導専門員	12	6	2.00	22	26	0.85
049-03 老人福祉施設指導専門員	17	5	3.40	45	14	3.21
049-04 障害者福祉施設指導専門員	55	20	2.75	124	62	2.00
049-05 児童福祉施設指導専門員	10	0		22	10	2.20
049-06 他の社会福祉施設指導専門員	2	1	2.00	4	1	4.00
049-07 介護支援専門員(ケアマネジャー)	47	11	4.27	106	30	3.53
049-08 訪問介護サービス提供責任者	3	0		9	0	
049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者	4	1	4.00	9	4	2.25
049-10 福祉用具専門相談員	6	0		13	1	13.00
049-99 その他の福祉・介護の専門的職業	23	4	5.75	39	11	3.55
050 施設介護の職業	555	119	4.66	1,216	460	2.64
050-01 高齢者入所型施設介護員	420	32	13.13	867	99	8.76
050-02 高齢者通所型施設介護員	78	4	19.50	193	27	7.15
050-03 障害者福祉施設介護員	9	3	3.00	29	12	2.42
050-99 その他の施設介護の職業	48	13	3.69	127	36	3.53
051 訪問介護の職業	26	4	6.50	110	14	7.86
052-01 家政婦(夫)、家事手伝い	1	0		5	0	
028-01 看護助手	34	12	2.83	120	38	3.16
建設分野の職業	728	108	6.74	2,168	348	6.23
08 建築・土木・測量技術者	205	21	9.76	622	75	8.29
008-01 建築設計技術者	26	7	3.71	81	21	3.86
008-02 建築施工管理技術者	55	6	9.17	206	24	8.58
008-03 建築技術者(設計・施工管理を除く)	0	0		4	4	1.00
008-04 土木設計技術者	24	0		52	2	26.00
008-05 土木施工管理技術者	87	4	21.75	239	7	34.14
008-06 土木技術者(設計・施工管理を除く)	4	1	4.00	10	1	10.00
008-07 測量技術者	9	0		30	7	4.29
90 建設躯体工事の職業	86	10	8.60	199	28	7.11
090-01 型枠大工	19	3	6.33	45	5	9.00
090-02 とび工	40	0		97	0	
090-03 解体工	17	3	5.67	31	7	4.43
090-04 鉄筋工	10	1	10.00	26	2	13.00
91 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	140	26	5.38	383	74	5.18
091-01 大工	29	6	4.83	44	21	2.10
091-02 ブロック積工、タイル張工	0	1	0.00	1	1	1.00
091-03 屋根ふき工	6	0		20	0	
091-04 左官	11	3	3.67	39	8	4.88
091-05 畳工	1	0		1	0	
091-06 配管工	52	2	26.00	156	6	26.00
091-07 内装工	24	3	8.00	61	6	10.17
091-08 防水工	2	0		12	0	
091-99 その他の建設の職業	15	3	5.00	49	6	8.17
92 土木の職業	203	37	5.49	703	113	6.22
092-01 建設・土木作業員	178	19	9.37	608	64	9.50
092-02 舗装作業員	25	1	25.00	73	3	24.33
092-03 鉄道線路工事作業員	0	0		22	1	22.00
092-04 ダム・トンネル掘削作業員	0	0		0	0	
94 電気・通信工事の職業	94	14	6.71	261	58	4.50
094-01 送電線架線・敷設作業員	7	1	7.00	8	1	8.00
094-02 配電線架線・敷設作業員	3	0		8	1	8.00
094-03 通信線架線・施設作業員	6	0		16	1	16.00
094-04 電気通信設備工事作業員	14	1	14.00	44	6	7.33
094-05 電気工事作業員	64	12	5.33	185	40	4.63
警備分野の職業	199	26	7.65	513	90	5.70
59 警備員	191	21	9.10	494	79	6.25
63 その他の保安の職業	8	5	1.60	19	11	1.73
運輸分野の職業	319	127	2.51	835	384	2.17
83 貨物自動車運転の職業	137	69	1.99	400	196	2.04
84 バス運転の職業	64	17	3.76	142	46	3.09
85 乗用車運転の職業	105	33	3.18	265	104	2.55
86 その他の自動車運転の職業	13	8	1.63	28	38	0.74

注) 本表に掲げる職業は、令和4年改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分によるもの。

【令和 5 年度12月末現在までの公的訓練の実施状況について】

ハポートレーニング（離職者向け）の令和5年度実績（令和5年12月末）

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

06_山形		総数		
分野		コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	14	140	119
	営業・販売・事務分野	37	531	424
	医療事務分野	7	80	53
	介護・医療・福祉分野	9	92	56
	農業分野	0	0	0
	旅行・観光分野	0	0	0
	デザイン分野	3	42	42
	製造分野	13	146	115
	建設関連分野	7	60	39
	理容・美容関連分野	0	0	0
その他分野	3	30	74	
（求職者支援訓練） 基礎コース	基礎	11	150	116
合計		104	1,271	1,038
（参考） デジタル分野		13	203	170

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。

求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（令和5年12月末）

分野		公共職業訓練(山形県:委託訓練)						求職者支援訓練					
		コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	9	60	50	90.0%	83.3%	-	5	80	69	137.5%	86.3%	-
	営業・販売・事務分野	18	285	232	109.8%	81.4%	-	19	246	192	87.8%	78.0%	-
	医療事務分野	5	50	37	102.0%	74.0%	-	2	30	16	53.3%	53.3%	-
	介護・医療・福祉分野	8	82	49	65.9%	59.8%	-	1	10	7	70.0%	70.0%	-
	農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野	1	15	15	200.0%	100.0%	-	2	27	27	129.6%	100.0%	-
	製造分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
	理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	
求職者支援訓練 (基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	11	150	116	89.3%	77.3%	-
合計		41	492	383	102.0%	77.8%	-	40	543	427	95.4%	78.6%	-
(参考) デジタル分野		1	15	15	200.0%	100.0%	-	7	107	96	135.5%	89.7%	-

分野	公共職業訓練(山形県:施設内訓練)						公共職業訓練(ポリテクセンター山形)					
	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
医療事務分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
農業分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
デザイン分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
製造分野	1	20	7	45.0%	35.0%	-	12	126	108	92.9%	85.7%	-
建設関連分野	0	0	0	-	-	-	7	60	39	71.7%	65.0%	-
理容・美容関連分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	3	30	74	256.7%	246.7%	-
合計	1	20	7	45.0%	35.0%	-	22	216	221	109.7%	102.3%	-
(参考) デジタル分野	0	0	0	-	-	-	5	81	59	84.0%	72.8%	-

公共職業訓練の実施状況(令和4年度及び令和5年度)

1、施設内訓練(学卒者・離職者)

(1)学卒者訓練

令和5年12月31日現在

産業技術短期大学校		令和4年度							令和5年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者	就職者	就職率	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者	うち就職内定者	就職率
デジタルエンジニアリング科(1年次)	長期高度(専門)	10	11	1	10	-	-	-	10	11	0	11	-	-	-
デジタルエンジニアリング科(2年次)		10	7	0	7	6	6	100.0%	10	10	0	10	10	10	100.0%
メカトロニクス科(1年次)		20	18	4	14	-	-	-	20	21	0	21	-	-	-
メカトロニクス科(2年次)		20	14	0	13	11	11	100.0%	20	15	1	14	14	13	92.9%
知能電子システム科(1年次)		30	29	3	26	-	-	-	30	31	1	30	-	-	-
知能電子システム科(2年次)		30	26	0	26	24	24	100.0%	30	26	0	26	26	25	96.2%
情報システム科(1年次)		20	21	0	21	-	-	-	20	24	2	22	-	-	-
情報システム科(2年次)		20	19	0	19	17	17	100.0%	20	21	1	20	19	18	94.7%
建築環境システム科(1年次)		20	17	0	17	-	-	-	20	18	0	18	-	-	-
建築環境システム科(2年次)		20	20	0	20	19	19	100.0%	20	17	0	17	17	14	82.4%
土木エンジニアリング科(1年次)		20	12	0	12	-	-	-	20	18	3	15	-	-	-
土木エンジニアリング科(2年次)		20	15	0	15	13	13	100.0%	20	12	0	12	10	10	100.0%
産業技術専攻科	短期・専門	10	4	0	4	-	-	-	10	5	0	5	-	-	-
校合計		250	213	8	204	90	90	100.0%	250	229	8	221	96	90	93.8%

産業技術短期大学校庄内校		令和4年度							令和5年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者	就職者	就職率	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者	うち就職内定者	就職率
生産エンジニアリング科(1年次)	長期高度(専門)	20	14	0	14	-	-	-	20	7	0	7	-	-	-
生産エンジニアリング科(2年次)		20	14	0	14	14	14	100.0%	20	12	0	12	11	11	100.0%
情報通信システム科(1年次)		20	15	3	12	-	-	-	20	13	0	13	-	-	-
情報通信システム科(2年次)		20	15	1	14	14	12	85.7%	20	12	0	12	11	11	100.0%
IT会計ビジネス科(1年次)		20	12	1	11	-	-	-	20	14	0	14	-	-	-
IT会計ビジネス科(2年次)		20	10	0	10	10	10	100.0%	20	11	0	11	11	8	72.7%
校合計		120	80	5	75	38	36	94.7%	120	69	0	69	33	30	90.9%

山形職業能力開発専門校		令和4年度							令和5年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者	就職者	就職率	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者	うち就職内定者	就職率
自動車科(1年次)	長期普通(普通)	25	26	0	26	-	-	-	25	23	1	22	-	-	-
自動車科(2年次)		25	19	1	18	18	18	100.0%	25	26	2	24	24	24	100.0%
建設技術科(1年次)		20	21	1	20	-	-	-	20	9	3	6	-	-	-
建設技術科(2年次)		20	18	1	17	17	17	100.0%	20	20	0	20	19	17	89.5%
校合計		90	84	3	81	35	35	100.0%	90	78	6	72	43	41	95.3%

(2)離職者訓練

庄内職業能力開発センター		令和4年度							令和5年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者	就職者	就職率	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者	うち就職内定者	就職率
金属技術科	短期・普通	20	14	2	12	12	12	100.0%	20	7	0	7	7	7	100.0%
校合計		20	14	2	12	12	12	100.0%	20	7	0	7	7	7	100.0%

2 在職者訓練

校名	令和4年度(計画)				令和4年度(実績)				令和5年度(計画)				令和5年度(実績)			
	コース数	定員	コース数	受講者	コース数	定員	コース数	受講者	コース数	定員	コース数	定員	コース数	受講者		
産業技術短期大学校	27	144	17	45	27	142	19	84								
産業技術短期大学校庄内校	16	80	12	31	17	95	12	29								
校合計	43	224	29	76	44	237	31	113								

校名	令和4年度(計画)				令和4年度(実績)				令和5年度(計画)				令和5年度(実績)			
	コース数	定員	コース数	受講者	コース数	定員	コース数	受講者	コース数	定員	コース数	定員	コース数	受講者		
山形職業能力開発専門校	51	765	39	427	51	765	42	473								
庄内職業能力開発センター	4	124	2	72	4	124	1	18								
校合計	55	889	41	499	55	889	43	491								

3 委託訓練

(1)離職者職業訓練

次ページ記載

科目名	令和4年度(計画)				令和4年度(実績)				令和5年度(計画)				令和5年度(実績)			
	コース数	定員	コース数	受講者	修了者	就職者	就職率	科目名	コース数	定員	受講者	修了者	就職者	就職率		
パソコン基礎科	2	18	1	6	5	2	40.0%	パソコン基礎科	4	20	17	12	0	0.0%		
インターンシップコース	11	11	7	7	6	4	66.7%	インターンシップコース	22	22	8	6	6	100.0%		
e-ラーニングコース	1	8	0	0	0	0	0.0%	e-ラーニングコース	0	0	0	0	0	0.0%		
計	14	37	8	13	11	6	54.5%	計	26	42	25	18	6	33.3%		

【令和 6 年度山形県地域職業訓練実施計画（案）】

令和6年度 山形県地域職業訓練実施計画（案）

令和6年4月1日
山形労働局
山形県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

第1 総則

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、山形県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における対象者数や訓練内容等を明確にし、計画的な公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、ハローワーク、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など雇用への大きな影響が見られたものの、足下の令和5年12月現在では求人への動きが堅調である。一方、コロナ禍から経済活動の再開に伴って人手不足感が再び深刻化し、社会全体での有効な人材活用が必要であり、そのためには、働く方々の意欲と能力に応じた多様な働き方を可能とし、賃金上昇の好循環を実現していくことが重要である。

また、中長期的にみると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうし

た中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランスフォーメーション（以下「DX等」という。）の進展といった大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて、企業規模等によっては、DX等の進展への対応が遅れがみられることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（令和5年12月26日閣議決定）等において、デジタル人材が質・量とも不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重要化に計画的に取り組むこととしている。

障害者については、ハローワークにおける新規求職申込件数が増加傾向にあり、障害者の障害特性やニーズに応じた就職が実現できるよう、一層の環境整備が求められるとともに、人生100年時代の到来による職業人生の長期化を踏まえ、今後は雇入れ後のキャリア形成支援を進めていく必要がある。また、障害者の福祉から雇用への移行を促進するため、障害者雇用施策と障害者福祉施策が連携を図りつつ、個々の障害者の就業ニーズに即した職業能力開発を推進し、障害者の職業の安定を図る必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和5年度の新規求職者は、令和5年12月末現在で36,701人（前年同月比4.2ポイント増加）であり、そのうち求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性がある者の数は令和5年12月末現在で、14,999人（前年同月比1.5ポイント増）であった。

これに対し、令和5年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

<令和5年4月～12月>

離職者に対する公共業訓練 535人（前年同月比11.0ポイント減）

求職者支援訓練 427人（前年同月比42.8ポイント増）

また、令和5年度の就職率は、令和5年12月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が78.7%、委託訓練が66.1%、求職者支援訓練の基礎コースが58.2%、実践コースが52.6%であった。

注：就職率は、令和4年10月末から令和5年6月末までに修了した者の訓練修了後3カ月における雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む）した者の割合。

第3 令和6年度の公的職業訓練実施計画の実施方針

令和4年度及び5年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

① 応募倍率が低く、就職率が高い分野があること。（例：介護分野）

- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野があること。(例：IT分野)
- ③ デジタル人材が質・量とも不足、都市圏偏在があること。
- ④ 委託訓練の計画数と実績は乖離しており、さらに令和5年度は委託訓練受講者数が減少していること。

以上のような課題がみられた。

これらの課題の解消を目指し、令和6年度の公的職業訓練は以下の方針に基づいて実施する。

- ① について：
 - ・ 受講がスムーズにできるよう地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。
 - ・ 訓練実施機関からの求職者向け説明会を実施するなど、工夫した訓練の周知を行う。
 - ・ 早い段階での訓練情報を求職者に提供し、受講勧奨の強化を図る。
- ② について：
 - ・ 必要とされる人材ニーズに見合った訓練カリキュラムを検討する。
 - ・ 訓練修了者への就職支援を強化する。(企業への求人開拓等)
- ③ について：
 - ・ 職業訓練のデジタル分野への重点化を進め、一層のコース設定の促進を図る。
- ④ について：
 - ・ 開講時期の柔軟化、受講申込み締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組を行う。

また、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、効果検証を行う目的で設置されたワーキンググループの検証結果報告に基づき、受講希望者のキャリアプランに沿った受講を推進し、且つ就職率の向上を図るため、訓練カリキュラム等の詳細な情報提供を行うほか、「訓練修了者歓迎求人」等の確保に努める。

第4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

(1) 離職者に対する公共職業訓練

ア 対象者数及び目標

(国の施設内訓練)

対象者数 282 人

目標就職率 82.5 %

(委託訓練)

対象者数 733 人

目標就職率 75.0 %

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

離職者に対する公共職業訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

(ア) 職業訓練の内容等

- ・ 職業訓練の内容に応じた様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業能力開発の機会

の提供にあつては、山形県が実施する**施設内**訓練との役割分担を踏まえる。

- ・ 国の施設内訓練については、民間教育訓練機関では実施できない、ものづくり分野において実施する。
- ・ 受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

(イ) 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費を委託費の対象とする措置に加え、**DX推進スキル標準に対応した訓練コースについて、委託費の上乗せ措置の対象とすることにより、**訓練コースの設定を推進する。

また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、**求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、職業訓練実施施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図るとともに、就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取組、**十分な就職支援を実施する。

- ・ ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを充実させる。
- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。

また、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

- ・ 委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努めるとともに、**開講時期の柔軟化、受講申込の締切日から受講開始日までの期間の短縮、効果的な周知広報等受講者数増加のための取組を行う。**

(ウ) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が**主体的に**受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（e ラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・ 雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等、特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。

(2) 求職者支援訓練

ア 対象者数及び目標

対象者数 訓練認定規模の上限 650人

目 標 雇用保険適用就職率：基礎コース 58 %、実践コース 63 %

イ 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

(ア) 職業訓練の内容等

- ・ 基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 30%程度

実践コース 訓練認定規模の 70%程度

その際、デジタル分野等の成長分野や人材確保が困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未内定のまま卒業する新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する者、生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者で不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

実践コースのうち、

介護系	実践コース全体の訓練認定規模の	10%程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
デジタル系	実践コース全体の訓練認定規模の	30%程度
うち IT系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
うち WEB デザイン系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	35%程度
その他の成長分野等	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度
分野別共有枠	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度

- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。
 - 基礎コース 30%
 - 実践コース 30%
- ・ 新規参入枠については、上記の値を超えてはならないこととするが、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が、当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を、当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、職業訓練の提案等が良好なものから認定、実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

基礎コース	認定上限	1コース
	定員上限	30人
実践コース	認定上限	1コース（系毎とする）
	定員上限	30人

※なお、上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等やむを得ない事情がある場合は、これまでどおり上限を超えて認定しても差し支えないこ

ととする。

- ・ 受講者に対する訓練終了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する。
(短期間・短時間訓練コースの設定について、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう四半期にこだわらず受付期間を設定する。
なお、地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。)

注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。

注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野(「営業・販売・事務分野」などを含む)に振り替えを可能とする。

注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。
また、第4四半期(必要と認める場合は、第3四半期も含む)に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。

注5 本計画において示した内容は、次のイからロまでに掲げる事項を除き、地域協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ 訓練認定規模を超えてはならないこと

ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

(イ) 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・ IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乘せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練(eラーニングコース)におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置に加え、DX推進スキル標準に対応した訓練コースの設定を推進する。

また、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、求職者が自身の希望に沿った適切な訓練コースを選択できるよう、支援を行うハローワークの窓口職員の知識の向上や、職業訓練施設による事前説明会等に参加できる機会の確保を図るとともに就職機会の拡大に資するよう訓練修了者歓迎求人等の確保に取組、十分な就職支援を実施する。

- ・ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの設定を促進するとともに、職業訓練の受講がスムーズにできるよう、地域性を考慮した訓練実施時期の設定等を検討する。

さらに、ハローワークにおいて、求職者に対し訓練開始時期を見据え、早い時期に訓練情報の提供を行い、訓練実施機関を介して説明会を実施するなど周知を強化する。

(ウ) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・ 育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が主体的に受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

計画期間中の公的職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

分野	全体計画数	公共職業訓練（県）		公共職業訓練（機構）	求職者支援訓練	
		施設内	委託			
	定員	定員	定員	定員	定員	
求職者支援訓練（実践コース）＋ 公共職業訓練（離職者向け）	IT分野	128		60		68
	営業・販売・事務分野	310		150		160
	医療事務分野	134		66		68
	介護・医療・福祉分野	152		107		45
	農業分野	0				
	旅行観光分野	0				
	デザイン分野	88		20		68
	製造分野	172	20		152	
	建設関連分野	90			90	
	理容・美容分野	0				
	その他分野（※2）	416		330	40	46
求職者支援訓練（基礎コース）	195				195	
合計	1,685	20	733	282	650（※1）	
（参考）デジタル分野	312	0	80	96	136	

注）※1 就職氷河期対策実施分を含む。

※2 年度当初において、分野設定が未確定分を含む

2 在職者に対する公共職業訓練等

(1) 対象者数

公共職業訓練（在職者訓練） 920 人
生産性向上支援訓練 1,519 人

(2) 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

ものづくり分野において、企業の中で中核的役割を果たしている者を対象に、専門的知識及び

技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練を実施する。さらに、ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。

ものづくり分野においてはDX等に対応した職業訓練コースの開発・充実、訓練内容の見直し等を図る。

訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	28	161	機械工学セミナー、 DXを実現するための生産改善セミナー、 IoTセミナー、他
県立 産業技術短期大学校 庄内校	16	80	シーケンス制御入門、 マシニングセンタ入門、 3次元CAD入門、他
合計	44	241	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 山形職業能力開発専門校	37	555	ビジネススキル基礎、会計の基礎、 AutoCAD基礎、3D CAD基礎 (Fusion360)、 生産管理基礎、品質管理基礎、 オーダーメイドコース、他
県立 庄内職業能力開発センター	4	124	アーク溶接特別教育(2コース)、 オーダーメイドコース(2コース)
合計	41	679	

《ポリテクセンター山形（生産性向上人材育成支援センター）》

在職者訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	83	829	◎機械系・・・・・・・・ 44コース 446人 ◎電気・電子系・・・・ 13コース 130人 ◎居住系・・・・・・・・ 26コース 253人
合計	83	829	

※地域ニーズを把握したうえで、計画したもの。

生産性向上支援訓練

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	訓練分野
ポリテクセンター山形	—	690	◎生産性向上支援訓練 ①うちDX対応コース・・・ 180人 ②うちミドルシニアコース・・・ 50人 他
合計	—	690	

- ① 中小企業等でDXに対応するための人材育成に向けた生産性向上支訓練
- ② 70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向けの生産性向上支訓練

3 学卒者に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標

対象者数 460人 (専門課程370人、普通課程90人)

(2) 職業訓練の内容等

産業の基盤を支える人材を養成するために、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

《山形県》高度職業訓練(専門課程)

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

訓練施設・学校	コース数	定員(人)	コース名
県立 産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、 メカトロニクス科、 建築環境システム科、 情報システム科、 知能電子システム科、 土木エンジニアリング科 【1年課程】 産業技術専攻科(社会人等対象)
県立 産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、 情報通信システム科、 IT会計システム科
合計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校 名	コース数	定員(人)	訓 練 分 野
県立 山形職業能力開発専門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、 建設技術科（高卒）
合 計	2	90	

4 障害者等に対する公共職業訓練

(1) 対象者数及び目標（委託訓練）

対象者数 45人

目標 就職率：55%

(2) 職業訓練の内容

民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。

当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓 練 種 別	コース数	定員(人)	科 目 名
障害者対象職業訓練	3	15	パソコン基礎科 (パソコンの基礎知識及び基本操作を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	1	5	サービス補助科 (施設清掃、介護補助等の基本を学ぶ) ※訓練期間は概ね1か月
	20	20	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1か月～3か月

	1	5	在職者スキルアップコース (在職者を対象に能力向上を図る) ※訓練期間は概ね3日
合 計	25	45	

第5 その他

山形県は令和6年度に実施する地域リスクリング推進事業について、実施自治体名・事業名・事業概要を記載した一覧を令和6年度に開催される「山形県地域職業能力開発促進協議会」(以下「協議会」という。)へ報告を行い、協議会はその実施状況等を把握し、必要な場合は山形県へ助言を行うこととする。

これを受け、山形県においては、事業の適正な執行を図り、県内事業者のリスクリング取組を促進するものとする。

【教育訓練給付制度の指定講座拡大について】

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 山形労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付の概要

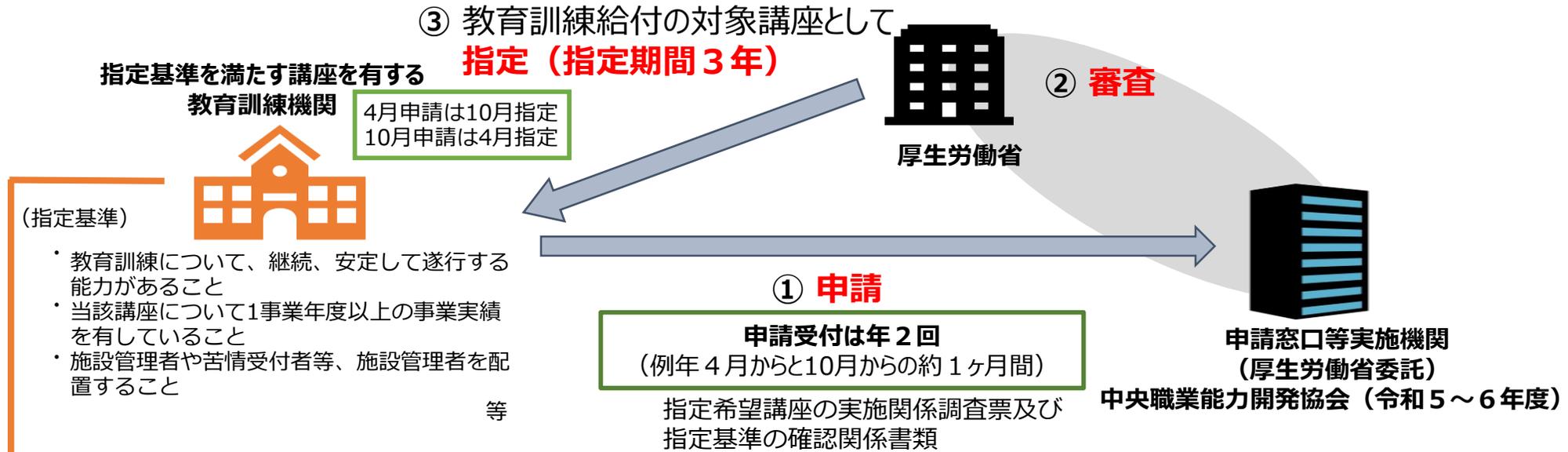
労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	受講費用の 50% （上限年間 40万円 ）を6か月ごとに支給。 ※ 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 20% （上限年間 16万円 ）を追加支給。	受講費用の 40% （上限 20万円 ）	受講費用の 20% （上限 10万円 ）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上） 		
講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
講座指定要件	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院 ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座 経済産業省連携 ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 	<p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 	<p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

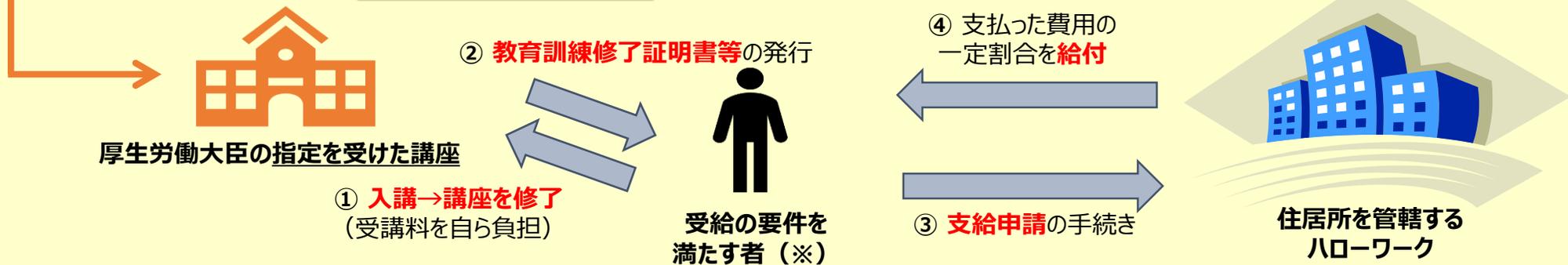
(注) 講座数は2023年10月時点、受給者数は2022年度実績。

教育訓練給付の指定申請等の概要

1. 教育訓練給付の**対象講座**になるまでの流れ



2. 教育訓練給付を**受給**するまでの流れ



(※) 特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始1ヶ月前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付の講座指定の対象となる主な資格・試験など



専門実践教育訓練給付

最大で受講費用の70%〔年間最大56万円〕を受講者に支給



特定一般教育訓練給付

受講費用の40%〔上限20万円〕を受講者に支給



一般教育訓練給付

受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
 中型自動車第一種・第二種免許
 大型特殊自動車免許
 準中型自動車第一種免許
 普通自動車第二種免許
 フォークリフト運転技能講習
 けん引免許
 車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
 移動式クレーン運転士免許
 クレーン・デリック運転士免許

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
 ITSSレベル3以上(120時間以上)の資格取得を目指す講座(シスコ技術者認定資格等)
 ITSSレベル3以上(120時間未満)又はITSSレベル2以上の資格取得を目指す講座(基本情報技術者試験等)
 ITパスポート
 Webクリエイター能力認定試験
 Illustratorクリエイター能力認定試験
 CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
 ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
 行政書士、税理士
 中小企業診断士試験
 通関士、マンション管理士試験
 司法書士、弁理士
 気象予報士試験
 土地家屋調査士

司書・司書補
 産業カウンセラー試験
 公認内部監査人認定試験

事務関係

Microsoft Office Specialist 2016
 VBAエキスパート
 簿記検定試験(日商簿記)
 日本語教員、IELTS
 日本語教育能力検定試験
 実用英語技能検定(英検)
 TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
 中国語検定試験
 HSK漢語水平考試
 「ハングル」能力検定
 建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
 社会福祉士
 保育士
 看護師、准看護師、助産師
 精神保健福祉士、はり師
 柔道整復師、歯科技工士
 理学療法士、作業療法士
 言語聴覚士、栄養士
 管理栄養士、保健師
 美容師、理容師
 あん摩マッサージ指圧師
 きゅう師、臨床工学技士
 視能訓練士
 臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
 介護支援専門員実務研修
 介護福祉士実務者研修
 介護職員初任者研修
 特定行為研修
 喀痰吸引等研修
 福祉用具専門相談員
 登録販売者
 衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
 医療事務認定実務者(R)試験
 調剤薬局事務検定試験
 健康管理士一般指導員資格認定試験
 メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
 パーソナルカリスト検定
 ソムリエ呼称資格認定試験
 国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
 航空運航整備士
 自動車整備士
 海技士

電気主任技術者試験
 建築士
 技術士
 土木施工管理技術検定
 建築施工管理技術検定
 管工事施工管理技術検定
 電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
 (商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
 (保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
 (医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
 (ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

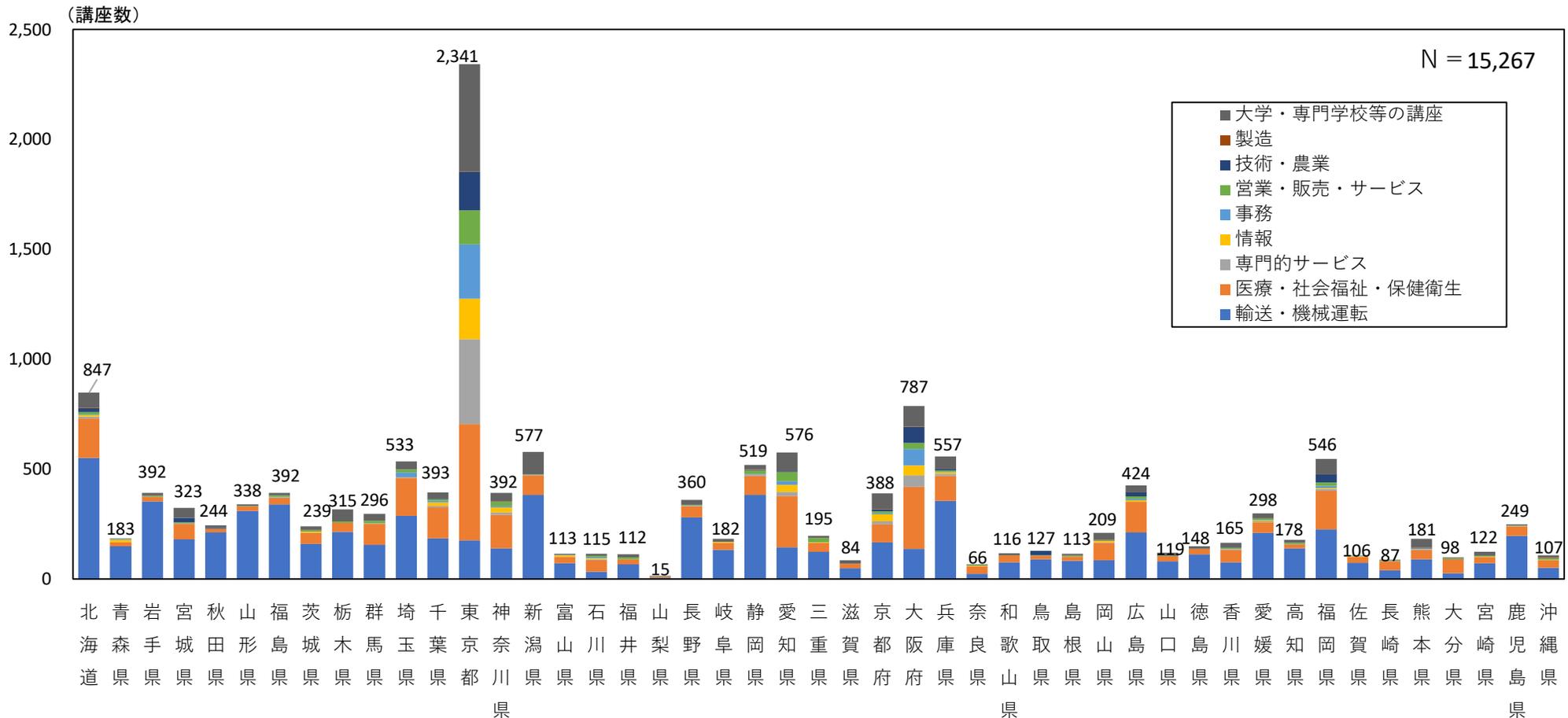
短時間の職業実践力育成プログラム
 (人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
 (文化教養関係)

修士・博士
 履修証明
 科目等履修生

指定講座の状況（訓練機関の所在地・分野別）（令和5年10月1日時点）

- 地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2,300講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、新潟県、愛知県の順に多くなっている。
- 東京都の指定講座を分野別にみると、特に「専門的サービス関係」「情報関係」「技術関係」では指定講座の4～5割が東京都の教育訓練機関により実施されている。



※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開催している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に1講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

山形県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別）

（令和5年10月1日時点）

山形県における指定講座の状況		全国				山形県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
輸送・機械運転関係	大型自動車第一種免許	2,460	—	80	2,380	131	—	8	123
	中型自動車第一種免許	1,688	—	56	1,632	56	—	3	53
	準中型自動車第一種免許	763	—	32	731	17	—	0	17
	大型特殊自動車免許	676	—	20	656	27	—	6	21
	大型自動車第二種免許	661	—	33	628	42	—	3	39
	フォークリフト運転技能講習	301	—	3	298	1	—	0	1
	けん引免許	152	—	12	140	15	—	1	14
	その他	972	—	15	957	21	—	2	19
小計		7,673	0	251	7,422	310	0	23	287
医療・社会福祉・保健衛生関係	医療事務技能審査試験	7	—	—	7	0	—	—	0
	介護福祉士（実務者研修含む）	1,538	295	21	1,222	14	0	0	14
	介護支援専門員	107	—	64	43	0	—	0	0
	喀痰吸引等研修修了	57	—	14	43	0	—	0	0
	介護職員初任者研修	277	—	75	202	2	—	1	1
	看護師	287	280	0	7	3	3	0	0
	特定行為研修	265	—	67	198	0	—	0	0
	社会福祉士	164	125	6	33	0	0	0	0
	保育士	126	108	3	15	0	0	0	0
	精神保健福祉士	111	85	0	26	0	0	0	0
	歯科衛生士	115	112	0	3	1	1	0	0
	その他	569	415	9	145	0	0	0	0
小計		3,623	1,420	259	1,944	20	4	1	15
専門的サービス関係	税理士	205	—	0	205	0	—	0	0
	社会保険労務士試験	118	—	3	115	0	—	0	0
	行政書士	50	—	0	50	0	—	0	0
	その他	178	22	0	156	0	0	0	0
小計		551	22	3	526	0	0	0	0

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

山形県における指定講座の状況（訓練機関の所在地別・主な資格別） （令和5年10月1日時点）

山形県における指定講座の状況		全国				山形県			
		計	専門実践	特定一般	一般	計	専門実践	特定一般	一般
情報関係	Microsoft Office Specialist	75	-	-	75	0	-	-	0
	CAD利用技術者試験	25	-	-	25	0	-	-	0
	Webクリエイター能力認定試験	47	-	-	47	0	-	-	0
	第四次産業革命スキル習得講座	129	129	-	-	0	0	-	-
	その他	128	3	10	115	0	0	0	0
小計		404	132	10	262	0	0	0	0
事務関係	TOEIC	166	-	-	166	0	-	-	0
	簿記検定試験（日商簿記）	84	-	-	84	0	-	-	0
	中国語検定試験	32	-	-	32	0	-	-	0
	「ハングル」能力検定	5	-	-	5	0	-	-	0
	実用フランス語技能検定試験	4	-	-	4	0	-	-	0
	日本語教員	53	-	-	53	0	-	-	0
	その他	80	-	-	80	0	-	-	0
小計		424	0	0	424	0	0	0	0
営業・販売・サービス関係	宅地建物取引士資格試験	122	-	4	118	0	-	0	0
	その他	371	295	0	76	3	3	0	0
小計		493	295	4	194	3	3	0	0
製造関係	計	34	11	0	23	0	0	0	0
小計		34	11	0	23	0	0	0	0
技術・農業関係	建築士	56	-	0	56	0	-	0	0
	建築施工管理技術検定	51	-	0	51	0	-	0	0
	土木施工管理技術検定	59	-	0	59	0	-	0	0
	その他	226	19	3	204	0	0	0	0
小計		392	19	3	370	0	0	0	0
大学・専門学校等の講座関係	修士・博士	624	-	-	624	3	-	-	3
	キャリア形成促進プログラム	6	5	1	-	0	0	0	-
	職業実践専門課程	664	664	-	-	2	2	-	-
	職業実践力育成プログラム	240	198	42	-	0	0	0	-
	専門職大学院	95	94	-	1	0	0	-	0
	科目等履修生	15	-	-	15	0	-	-	0
	履修証明	28	-	-	28	0	-	-	0
	その他	1	1	0	-	0	0	0	-
小計		1,673	962	43	668	5	2	0	3
合計		15,267	2,861	573	11,833	338	9	24	305

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和4年度）

○ 居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万7千人となっており、最も多い東京では約1万8千人で全体に占める受給者割合は約15%となっている。

○ 都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額（2022年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般	支給額（千円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数） （※1）	専門実践（延べ受給者数） （※2）	支給額（千円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（千円）
1	北海道	1,380	3,431	389,441	3,816	138,367	25	滋賀県	318	702	99,725	726	23,206
2	青森県	234	702	73,896	595	20,004	26	京都府	642	1,741	289,030	1,616	63,164
3	岩手県	295	605	55,629	983	31,724	27	大阪府	3,002	8,051	1,208,116	5,905	238,923
4	宮城県	407	1,094	160,285	1,354	50,481	28	兵庫県	1,709	4,403	620,135	3,803	132,518
5	秋田県	178	411	31,559	588	15,223	29	奈良県	378	926	116,608	681	25,590
6	山形県	155	409	43,506	702	22,148	30	和歌山県	174	385	42,780	637	21,433
7	福島県	271	707	84,568	1,118	40,682	31	鳥取県	89	273	36,817	344	10,887
8	茨城県	612	1,677	216,920	1,448	54,191	32	島根県	121	353	43,623	373	10,514
9	栃木県	454	1,196	149,356	1,182	36,304	33	岡山県	408	1,020	120,145	1,223	42,922
10	群馬県	508	1,554	197,209	1,218	38,462	34	広島県	699	1,902	219,840	1,935	74,988
11	埼玉県	2,316	6,205	979,814	5,019	186,810	35	山口県	268	724	73,401	725	25,078
12	千葉県	1,605	4,397	663,289	3,885	153,299	36	徳島県	146	339	38,071	425	15,239
13	東京都	6,349	17,303	3,125,375	11,456	601,181	37	香川県	268	916	125,619	559	18,529
14	神奈川県	3,503	8,522	1,297,631	6,501	284,120	38	愛媛県	422	996	110,033	787	28,486
15	新潟県	343	888	128,356	1,672	59,357	39	高知県	121	450	66,650	420	15,420
16	富山県	152	301	32,304	537	16,615	40	福岡県	1,650	4,912	656,617	2,902	109,967
17	石川県	222	554	58,305	461	15,666	41	佐賀県	298	1,148	135,329	350	12,324
18	福井県	166	333	26,327	516	17,162	42	長崎県	314	894	93,452	449	15,567
19	山梨県	126	354	40,548	269	6,629	43	熊本県	418	1,257	146,517	1,060	34,736
20	長野県	380	885	97,055	1,315	38,635	44	大分県	271	830	99,166	564	17,917
21	岐阜県	285	985	123,481	1,032	34,660	45	宮崎県	294	923	105,227	544	16,143
22	静岡県	796	1,894	216,841	2,239	77,780	46	鹿児島県	457	1,328	155,077	720	24,809
23	愛知県	1,848	4,766	717,814	4,988	187,616	47	沖縄県	511	1,743	240,269	564	19,877
24	三重県	343	912	115,924	1,076	37,052		全国計	35,906	96,301	13,829,376	81,282	3,162,912

（※1）（※2）：専門実践教育訓練給付は6月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2022年度に1回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2022年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座拡大の取組

【背景】

- 主体的なり・スキリングによる能力向上支援の充実に向けて、労働者が厚生労働大臣が指定する講座を受講、修了した場合にその費用の一部を雇用保険から支給する教育訓練給付制度の指定講座の拡大が求められている。^(※)
- 一方で、労働政策審議会では、教育訓練給付の指定講座について地域ごとの偏りが指摘されているところ。

【対応】

こうした状況に対応するため、

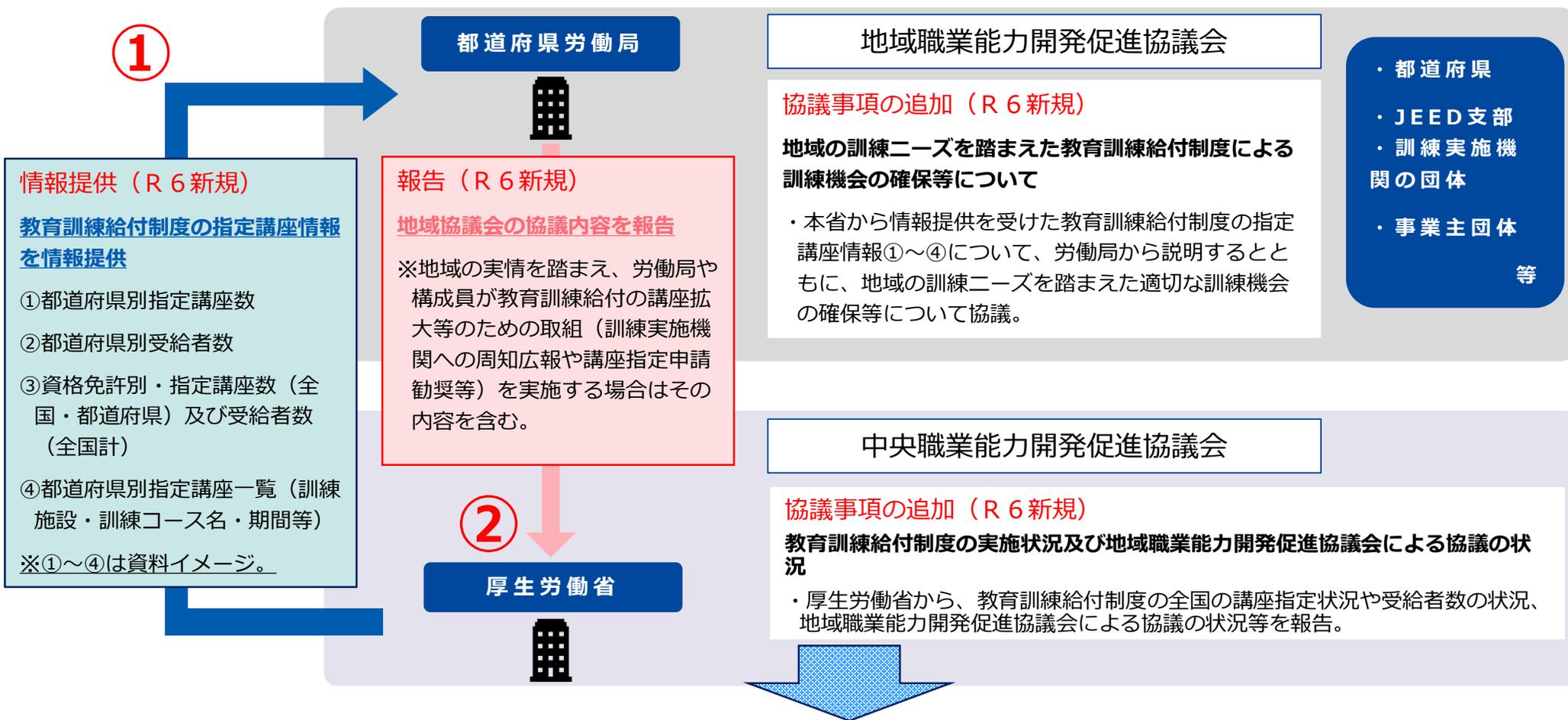
- 地域職業能力開発促進協議会を通じて地域毎の訓練ニーズ等を把握
- 把握した訓練ニーズの高い分野や地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施
等により、地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大をはかる。

※ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」令和5年6月16日閣議決定（抜粋）

- 「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。
- デジタル分野へのリ・スキリングを強化するため、専門実践教育訓練について、デジタル関係講座数（179講座（本年4月時点））を、2025年度末までに300講座以上に拡大する。

教育訓練給付制度における地域の訓練ニーズを踏まえた指定講座の拡大

- リ・スキリングによる能力向上支援を推進するため、地域職業能力開発促進協議会を活用して教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保する。

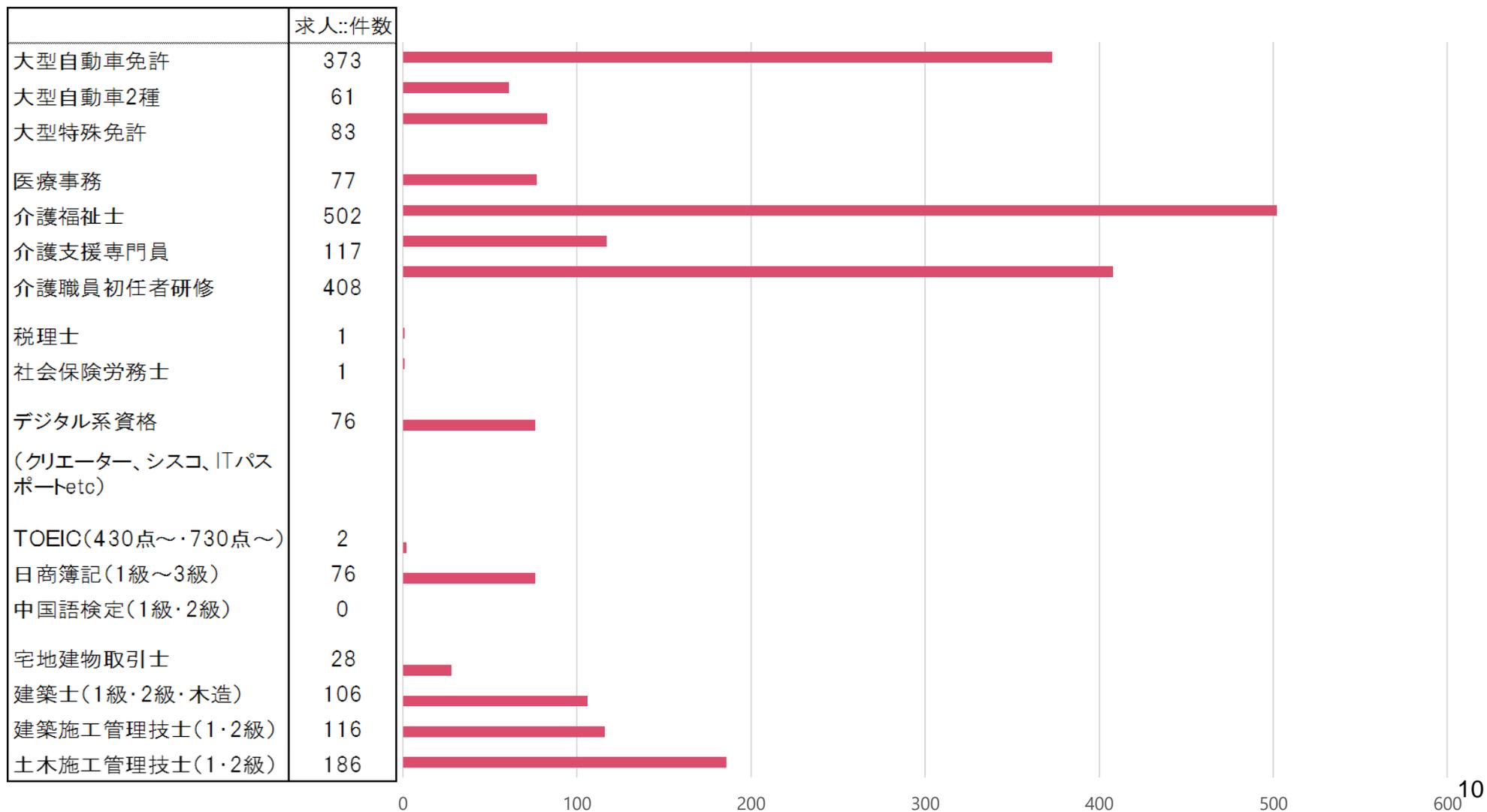


- 地域職業能力開発促進協議会や中央職業能力開発促進協議会の議論を踏まえ、訓練ニーズの高い分野や、地域の教育資源が十分に活用されていない分野等の業界団体や訓練実施機関に対して、**厚生労働省から教育訓練給付制度の周知広報や講座指定申請勧奨などを実施。**

山形県内の求人における、必要な免許資格【主要なもの】

山形県内における令和6年2月28日現在、必要資格の掲載のある有効求人件数。

(デジタル資格については、シスコ、ITパスポート、クリエイター、etc 多数の資格を一本として計上。)



【公的職業訓練の効果検証・改善について】

ワーキンググループ効果検証対象となる訓練分野（提案）

選定理由

1. 令和5年度の訓練については、職業訓練のデジタル分野重点化に対応するため、新たな訓練施設を開拓しつつ、対象コースの充実を図った。
2. 令和6年度山形県地域職業訓練実施計画（案）の実施方針においてデジタル人材が質・量とも不足していること。応募倍率が高く、就職率が低い分野としてIT分野が位置づけられている。

令和6年度効果検証対象訓練分野

「デジタル分野」（IT分野・デザイン分野）

令和5年度
主なデジタル
訓練コース

「訓練名」	「応募者数」	「受講者数」	「訓練目標等」
Excel VBA プログラミング科	応募者10名	受講者9名	VBAを活用しofficeを学び、プログラミングの知識技術を身に付け社内SEへの就職に結びつける。
RPA+マクロ/VBA システム開発+Web サイト構築科	応募者12名	受講者10名	RPAを使用して、Excelを中心とした企業内のDX化を推進する知識と技術を身に付け。社内情報SEへの就職に結びつける。
WEBコンテンツ制作科	応募者30名	受講者15名	Webコンテンツ提供事業所における、Web企画デザイン制作の基本操作を習得しサイト制作や社内Web担当者を目指す。

令和5年度計画と同程度の規模で人材を育成

実施状況 の分析

応募倍率が低く、就職率が高い分野
(令和4年度実績に該当する訓練分野)
「介護・医療・福祉分野」

【委託訓練】令和4年度は応募倍率がやや改善し73.1%。就職率はやや低下し73.1%。

【求職者支援訓練】令和4年度は応募倍率がやや改善し68.0%。

A この分野の応募倍率は両訓練とも70%前後であることから、引き続き、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨の強化が必要。

応募倍率が高く、就職率が低い分野
(令和4年度実績に該当する訓練分野)
「IT分野」

【委託訓練】令和4年度の応募倍率は121.9%と高倍率。就職率は63.9%。

【求職者支援訓練】令和4年度の応募倍率は116.2%と高倍率。就職率は38.6%と苦戦。

B 高応募倍率が続いていることから、一層の設定促進が必要。
C 他方で、就職率が低いことから、求人ニーズに即した効果的な訓練内容か検討が必要。

応募者の 減少

委託訓練の応募者数が減少傾向。

令和5年度（令和5年9月末）の応募者数が大幅減
対前年比 ▲20.3%。

D 効果的な周知広報等、受講者数増加のための取組が必要。

人材ニ ーズを踏ま えた設定

デジタル人材の不足や新たな成長に向けた人材開発（人への投資）における労働者の自律的・主体的かつ継続的な「学び直し」

E 職業訓練のデジタル分野への重点化やリスキングの推進のため、一層の設定促進が必要。

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同じのものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

（1）検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の待遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・公募条件又は入札の加点要素として付加
- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・申請・認定事務の際に周知
 - ・求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。